

ザクセン州における農業労働力の存在形態 (一)

大 藪 輝 雄

まえおき

一 ザクセン州における資本主義的集約経営の展開

二 農業労働力の存在形態 (I)

——地元労働力—— (以上本号)

三 農業労働力の存在形態 (II)

——ザクセン出稼労働力——

四 出稼労働力の出身地における諸関係

むすび

まえおき

一九世紀末におけるドイツ農業はいわば一つの転機に立っていた。一八七〇年代における産業革命の完成とドイツ帝国建設以来の嵐のような資本の集中・集積による独占資本の確立過程において、ドイツ帝国の中樞部を掌握していたユンカーの地位は相対的な低下を続けていたが、一方、一八八〇年代に始まるヨーロッパ農業恐慌は、

穀作を中心とする東エルベのユンカー経営に深刻な打撃をあたえ、かれらの経済的基礎も大きくゆさぶられ始めた。このようなユンカー経営の経済的危機を一層深刻なものとしたのは、四〇年代以降顕著となり一八七〇年代以来ますます増大していったユンカー経営における農業労働力の不足であった。ユンカー経営において大量の農業労働力不足が生じたのは、一九世紀初頭以来の「プロシヤ型」の資本主義化によって、前期的要素を広汎にまといつかせながら形成せられていた農業における相対的過剰人口が、農村を離脱して都市に流出し、都市労働者となることよってその劣悪な社会的・経済的地位から脱却しようと試みたためであり、この傾向はザクセン州を起点として東エルベ一帯に広がっていった集約経営の展開によつて一層促進せられたが、こうした労働力を大量に吸引し、東部諸地域のユンカーの大経営を深刻な労働力不足に追い込んだのは、西ドイツを中心とする工業における資本主義の飛躍的な発展であった。そして、流出した地元労働力の不足を補うために、経済的にも社会的にも劣悪な状態にある東部諸地域、とくにポーランドやガリシヤ方面から多数の季節的出稼労働力が導入せられ、その結果東部諸地域のポーランド化という深刻な民族問題を惹き起す結果となったのである。

われわれの考察の対象であるザクセン州はドイツ帝国の中央部に位し、当時のドイツにおいては最も先進的な農業地帯であったため、以上に述べた発展過程を最も典型的な形であらわしていた。とくに出稼労働に関していえば、この地方は東部諸地域からの出稼の最初の目的地であり、これらの労働者は「ザクセン渡り」*Sachsengänger*と呼ばれて、長く出稼労働者の代名詞としてまで使われるようになった地域である。本稿は、ザクセン州における資本主義的集約経営の展開を歴史的に跡づけながら、一九世紀末におけるその発展段階と農業労働力の存在形態を明らかにし、あわせて農業の資本主義的発展過程における出稼労働の意義を考察しようとするものである。

第1表 甜菜栽培状況(1883)

	面積(ha)	耕地に對する%
Prov. Ostpreußen	2,119	0.11
" Westpreußen	15,586	1.12
" Brandenburg	7,676	0.42
" Pommern	4,328	0.26
" Posen	21,124	1.18
" Sachsen	116,410	7.58
" Schlesien	56,391	2.51
" Schleswig-Holstein	1,638	0.15
" Hannover	25,569	2.03
" Westfalen	2,156	0.25
" Nassau	3,610	0.58
" Rheinprovinz	14,920	1.20
Preußen 合計	217,609	1.55
Bayern	1,888	0.06
Sachsen	2,105	0.25
Württemberg	4,719	0.54
Baden	1,485	0.24
Hessen	2,582	0.68
Mecklenburg-Schwerin	3,647	1.70
Sachsen-Weimar	—	—
Mecklenburg-Strelitz	143	0.10
Oldenburg	386	0.21
Braunschweig	20,673	11.17
Anhalt	19,622	13.83
Schwarzburg-Rudolstadt	1,386	3.53
" -Sondershausen	1,200	2.39
Elsaß-Lothringen	461	0.07
ドイツ帝国合計	278,906	1.08

ザクセン州における農業の資本主義的發展を特徴づけるものは、甜菜栽培の導入を軸として展開した高度に集約的な農業経営である。それゆえ、まず一九世紀末におけるドイツの甜菜栽培状況を見ることからの問題に接近しよう。第一表によると、一八八三年の甜菜栽培面積は二七八、九〇六ヘクタール(総耕地面積の一・〇八%)であるが、プロイセン諸州がその大部分を占め(二二七、六〇九ヘクタール)、ブラウンシュヴァイク、アンハ

一、ザクセン州における資本主義的集約経営の展開

第2表 甜菜栽培面積1%以上の郡
(1883)

郡名	耕地にたいする 甜菜栽培面積
A) Provinz Sachsen	
Wanzleben	22.04%
Oschersleben	21.80
Kalbe	15.32
Aschersleben	13.26
Saalkreis	12.60
Halberstadt	12.33
Seekreis Mansfeld	11.58
Neuhaldensleben	10.29
Wolmirstedt	9.39
Sangershausen	7.54
Querfurt	7.51
Merseburg	6.19
Wernigerode	6.08
Bitterfeld	6.07
Zeitz	3.66
Weissensee	3.44
Gebirgskreis Mansfeld	3.12
Weissenfels	3.05
Eckartsberga	2.52
Nordhausen	2.16
Delitsch	1.49
B) Herzogtum Anhalt	
Bernburg	21.68
Köthen	20.71
Ballenstedt	10.10
Dessau	2.30
C) Hezogtum Braunschweig	
Wolfenbüttel	12.45
Helmstedt	8.14
Braunschweig	6.27
Gardersheim	3.54

ルトがこれに次いでいる。プロイセン諸州の中ではザクセン州が一一六、四一〇ヘクタールでドイツ全体の四一・八%を占めて第一位にあり、耕地面積に対する比率も著しく高い(七・五八%)。第二位にあるのは甜菜工業の発祥地たるシュレージエンで(五六、三九一ヘクタール)、ハンノーファー、ポーゼン、西プロイセンがこれに次いでいる。つまり、ドイツにおける甜菜栽培は、北ドイツの中央部、ハルツ山地の北部と東部に拡がる地域を中心として行われているということができる。

これら諸地域のうちで耕地にたいする甜菜栽培面積の比率の最も高いザクセン州、アンハルト、ブラウンシュヴァイクについて、甜菜栽培面積1%以上の諸郡をその比率の高い順序に配列したのが第二表である。これで見るとザクセン州においてはマグデブルグ県の南部とメルゼブルグ県の西部をつなぐ「マグデブルグ沃野」

Magdeburger Börde と呼ばれる地帯が甜菜栽培の中心地であつて、ザクセン州においても東部と西部（エルフルト県）では甜菜の比重はあまり大きくない。⁽³⁾

さて、このような地域を中心として展開する資本主義的集約経営は、おおよそ次のような歴史的経過を経て形成されたものであつた。

一九世紀初頭の「農民解放」によつて、ザクセン州においても資本主義的農業発展のための前提条件がつくり出された。⁽⁴⁾そして、これを契機として農民経営においても、領主経営においても商業的農業の発展がみられるのであるが、ザクセン州においてはこうした農業内部の発展と相呼応して、都市に形成された資本の農業生産への進出が顕著であり、農民とユンカーの大経営の間に都市出身の農業企業家があらわれて、ユンカー経営と融合しながら利潤追求を目的とする農業の資本主義的発展を促進したのである。⁽⁵⁾すなわち、一九世紀初頭の都市工業の停滞によつて、資本は多く農業に向い、先見の明ある企業家の中には自から農場を購入して農業生産を営む者があらわれたが、かれらは最初は改良三圃式による穀物生産に従事した。しかし、二〇年代における穀物の過剰生産によつて穀物生産が不利になると、かれらは新しい商品作物として酒精製造のための馬鈴薯と砂糖生産のための甜菜の栽培に目を向けて行つた。マグデブルグ周辺の地域は有利な自然条件に加えて、都市近郊という好条件に恵まれていたため以前から種々の商品作物が栽培されていたが、とくにナポレオンの大陸封鎖の時期に増大した代用コーヒ Zichorie の栽培は深耕、耨耕を要する点で甜菜栽培と技術条件が類似しており、それがこの地方へ甜菜を導入する一つの契機となつた。そして、当時の交通事情の下では甜菜を現地で加工することが生産コストを引下げる基本的条件であつたから甜菜栽培への資本の進出は同時に甜菜工場の建設と結びついていた。ド

第3表 甜菜工場数の推移

年次	ドイツ帝国	ザクセン州
1841/42	135	48
1851/52	235	102
1861/62	247	120
1871/72	311	143
1881/82	—	136
1891/92	403	130
1901/02	395	112
1909/10	356	130

よつて最初から採用され、耕地の半分以上に甜菜を栽培することが行われたが、こうした掠奪経営が耕地を極度に疲弊させることが明らかとなるにつれて、最も集約的な経営においても甜菜の作付は耕地の三分の一に制限されるようになった。⁽⁸⁾

農業機械化の面では、一八四〇年に最初の手動式播種機が、一八四五年には脱穀機と手動式鋤耕機があらわれているが、ザクセン州の農業機械化の発展に大きな刺戟をあたえたのは一八五一年ロンドンで開催された万国博覧会であった。ここには当時イギリスで使用されていた農業機械が殆んど全部陳列され、これに刺戟されて機械の輸入が盛んになると共にマグデブルグやハレには農業機械工場が建設せられた。そして、一八六七年のパリ博覧会においてはザクセンの農業者は、そこに何らの新しい機械を見出さないまでに成長していた。⁽⁹⁾

つまり、ドイツにおける最も先進的な農業地帯にまで発展したザクセン州の農業は、甜菜の導入を軸とする輪

イッ帝国とザクセン州における甜菜工場数の推移は第三表のごとくである。そして、市場の拡大と価格の騰貴に支えられて甜菜生産はますます発展し、大土地所有者や農民の下にも広く行われるようになっていったのである。

こうした発展が従来の三圃式経営に変化をもたらしたのは当然である。しかし、当初はまだ羊毛生産が有利であったので相当面積の放牧地が必要とされ、そのため三圃式と輪栽式との中間形態が行われていたが、鋤耕作物の一層の拡大の結果、放牧地が廃止されて輪栽式経営へと移行した。⁽⁷⁾ また自由式経営は、短期間に最大の収益を得ようとする「工場式経営」Fabrikwirtschaft

栽式または自由式経営と農業機械の広汎な利用にもとづく高度の集約的農業と、甜菜糖加工業との緊密な結合を特徴とするものであった。そして、このような集約経営の発展は、当時の技術段階の下にあっては、農業の季節的性格をますます激化せしめる方向に向つていった。この事情を技術的側面から見ると以下のごとくである。¹¹⁾

[A] 甜菜栽培。秋期に三〜四枚の刃を持った芝刈犁 *Schälflug* で切株を切り取った後、蒸気犁 *Dampfflug* で一四〜一六インチの深さに犁き起す。播種は一・四インチ間隔で条播機によつて行われる。発芽後直ちに耨耕作業が始まり、葉が圃場を蔽うまで続けられる。手で三回、機械で二回の耨耕がなされるのが普通である。それは雑草を除去すると共に土地を柔かくして空気中の酸素をあたえるために必要である。一回目と二回目の手耨の間「刈込み」*versetzen od. verhacken* を行ひ、甜菜が等間隔に一叢になるようにする。ついで「間引き」*verziehen* して一本だけにする。この作業は子供が行うのが普通である。「掘起し」*ausroden* は手で行われる。労働者の一人が鋤で周囲の土を柔かくし、次の者が甜菜を二個引抜いて叩き合わせ、頭部を揃えておき、第三の者が頭部を切り落とす。掃除した甜菜は小山に積まれ、その日のうちに積込まれない場合には霜や露を防ぐために葉がかぶせられる。直ちに工場で加工しない場合には甜菜の堆積を一モルゲンに二ヶつくり、その上に二フィートの土をかぶせて貯蔵する。

つまり、当時の技術の発展段階においては甜菜栽培を行うには耨耕作業を中心にして夏期の手労働が大量に必要とされたのである。

[B] 穀作。穀物の播種はザクセンにおいてはすべて条播機によつて七〜八インチの間隔で行われた。こうした広い間隔が必要なのは、その間を手で一〜二回、馬で一回耨耕するためである。この穀物の耨耕はザクセン農業

第4表（A） 甜菜栽培における年間労働配分

経営の種類	労働の種類	夏期労働	冬期労働
高度の甜菜栽培	大 経 営	79.5%	20.5%
	中 経 営	74.0	26.0
最 大 農 場	甜菜栽培のあるもの	77.3	22.7
	“ のないもの	73.6	26.4
最 小 農 場	甜菜栽培のあるもの	73.0	27.0
	“ のないもの	71.6	28.4

第4表（B） 経営組織別年間労働配分

経 営 組 織	夏 期		冬 期		合 計	
	(日)	比率 (%)	(日)	比率 (%)	(日)	比率 (%)
三 圃 式	262	100	450	100	712	100
ノーフォーク輪栽式	1199	458	416	92	1615	227
高度の甜菜栽培の伴う輪栽式	2608	995	571	127	3179	446

の集約性を最もよくあらわしているが、これは穀物の収穫を高めるだけでなく、雑草を除去することによって後
に続く甜菜栽培にも好結果をもたらした。刈取りは手で行われたが、一人または二人の女子労働者と組になって
作業することが多かった。重要な意義をもっているのは脱穀作業である。結び藁用のライ麦以外の脱穀は原則と
して蒸気脱穀機によって行われたが、その結

果従来の冬期の主要な仕事である連枷による
打穀作業を短期間に終了せしめて冬期の仕事
を激減させる結果となり、さきに述べた甜菜
の導入による夏期の仕事の増加と相俟って農
業労働の季節的性格をますます強めることと
なった。

第四表は集約経営の導入による年間労働配
分の不均等化を示したものである。第四表(A)
において、高度の甜菜栽培を営む大経営で夏
期労働が七九・五%であるのに対して冬期
労働が二〇・五%になっているが、労働が年
間に平均化された場合には夏期が六六・七%、
冬期が三三・三%となる筈であるから、その

第5表 主として農業に従事する者の社会的構成 (1882)

	ザクセン州		プロイセン東部	プロイセン西部
	実数	割合		
a) 自立的経営者	80,222 ^人	22.4 [%]	21.4 [%]	31.8 [%]
a ₁) a) の家族	52,748	14.7	14.2	23.1
b) 管理者	4,923	1.4	1.3	0.5
c) a) の下でのケジнде	61,162	17.05	19.2	17.4
d) 自己経営をもつ日雇人	60,941	16.9	13.1	13.8
d ₁) d) の家族	794	0.2	0.4	0.5
d ₂) d) の下でのケジнде	22	0.0	0.1	0.0
e) その他の日雇人	97,940	27.35	30.3	12.9

差が如何に甚しいかがわかる。また第四表(B)においては、「三圃式」から「高度の甜菜栽培を伴なう輪栽式」への移行によって全労働日数は約一〇倍に増加しているのに冬期労働は一・二七倍への増加にすぎないのである。

さて、右のような労働過程の変化が農業労働制度の変化に及ぼす影響を検討する前に、ザクセン農業の社会経済的側面について述べておこう。

ドイツ農業は普通、エルベ河を境として、その東部のユンカー的大土地所有||経営の支配する地域と、その西部の零細土地所有||経営の支配的な地域との二つの地域に分けられている。そして、この両地域は中部ドイツにおいて相接触し両者の移行地帯を形成しているが、ザクセン州は州の中央部をエルベ河が貫流していることによつてもわかるように、中部ドイツの代表的地域をなしているため、農業の社会経済的構成は極めて複雑な様相を呈している。まず第五表によつて「主として農業に従事する者」の構成をみると、自立的経営者とその家族および管理者の合計はプロイセン東部では三六・九%、西部では五五・四%であるが、ザクセン州では三八・五%となっており、またゲジ

第6表 規模別経営数および面積割合 (1895)

	～2 ha		2～5		5～20		20～100		100ha～	
	経営数	面積	経営数	面積	経営数	面積	経営数	面積	経営数	面積
Preußen	61.92	4.69	15.80	7.48	15.98	23.42	5.69	31.66	0.61	32.75
Sachsen	68.39	6.11	11.98	6.62	13.76	23.11	5.35	35.93	0.52	28.23
Magdeburg	71.12	5.75	10.25	5.05	11.85	18.77	6.23	39.34	0.55	31.07
Merseburg	68.05	5.40	11.17	6.43	14.54	24.26	5.67	35.76	0.57	28.17
Erfurt	63.05	9.62	17.79	13.06	16.26	35.50	2.67	23.92	0.29	17.91

ンデと日雇人の合計は東部が六三・一%、西部が四四・六%であるのになんとしてザクセン州は六二・九五%である。つまり自立経営者と農業労働者ともに大きく分けて比較した場合、ザクセン州は東部諸州に類似した地域に属していて農業労働者の比率が高い地方である。ところが経営規模別構成では若干こととなった側面があらわれる。第六表(5)によると一〇〇ヘクタール以上の大経営がザクセン州では総面積の二八・三%を占めていて、プロイセン全体の比率に比較しても若干低くなっているが、東部諸州の四六・一%にくらべると著しく低い。これにたいしてザクセン州の特色は二〇～一〇〇ヘクタールの、旧来の農民身分の上層で資本主義的集約経営を行っている階層の比重が高いことである。他方では二ヘクタール以下の零細経営ないし土地持労働者の数が多くなっており、二～五ヘクタールおよび五～二〇ヘクタールの農民的経営を分解の起点とする両極分解の傾向をうかがうことができる。(6)つまり、ザクセン州はドイツの他の地方に比較して農民層の分解が進行しており、二〇～一〇〇ヘクタール層および一〇〇ヘクタール以上層にブルジョア的関係が広く形成されるようになってい(7)る。

最後に一〇〇ヘクタール以上の大土地所有者の構成とその性格をみよう。第七表は大地所有者を一〇〇～一、〇〇〇ヘクタールの中小規模のものとし、一、〇〇〇ヘクタール以上の巨大土地所有者(ラチフンジウム)の二階層に分けて示した

第7表 大土地所有者の構成 (100 ha 以上)

	貴族と王室		ブルジョア		その他		計	
	1000ha 以上	1000ha 以下	1000ha 以下	1000ha 以上	1000ha 以下	1000ha 以上	1000ha 以下	1000ha 以上
所有者数	324	91	1,023	17	56	23	1,403	131
所有地数	308	250	977	28	68	51	1,353	329
耕地と牧草地面積	79,029	90,371	182,269	15,289	15,423	20,656	276,606	126,315
森林面積	25,583	92,031	19,739	5,374	1,412	9,540	46,731	106,945
総面積	111,874	193,307	211,794	21,578	17,790	33,766	341,458	248,651

ものであるが、それによると、総数一、五三四人（一、六八二農場）のうち、一、〇〇〇ヘクタール以下のもの一、四〇三人にたいして一、〇〇〇ヘクタール以上は一三二人で所有者数では一、〇〇〇ヘクタール以下が圧倒的に多いが、総面積では一、〇〇〇ヘクタール以上が三六%を占めている。面積の多くは森林であるが法的には家族世襲財産 Familienfideikommiß として土地の分割を制限され、土地所有における庄倒的優位を示している。そして、これらの所有者は一三一人中九一人（七九%）までは貴族または王室であって、ブルジョア出身の者は僅かに一七人（一三%）にすぎず、それも一、二の例外を除いては巨大土地所有者としては比較的規模の小さい者に属している。

これにたいして、一〇〇〇一、〇〇〇ヘクタールの階層にブルジョア出身者の数が著しく多い点に注意しなければならない。つまり、一、四〇三人中一、〇二三人（七二・二%）まではブルジョア出身者であって、貴族出身の者は三二四名（二二・七%）にすぎない¹⁹⁾。もちろんブルジョア出身といっても、具体的に何を指すかは明瞭でなく、ドイツのブルジョアの妥協的性格については周知のところであるが、一八〇二年の土地所有統計においては騎士領所有者が大部分を占めていた点を考え合わせると、一九世紀の一〇〇年間に於ける土地所有の移動は著しく、とくにブルジョアの土地への投資が広範に行われたことを

物語っている。しかしながら一、〇〇〇ヘクタール以上の貴族的巨大土地所有の圧力は、これらの上に重くのしかかっており、両者は融合してサクセン州の大土地所有階級を形成していた。封建的大土地所有を一掃しないで、「上から」徐々に資本主義に適應して行く「プロシヤ型」の農業資本主義化の過程は、サクセン州の大土地所有の性格にも基本的に貫いているといえる。それが農業労働制度の面に如何にあらわれているかは次項以下にみるごとくである。

- (1) K. Karger, *Sachsendängerei*, 1890, *Landwirtschaftliche Jahrbücher* Bd. 19, S. 484.
 - (2) *ibid.*, S. 485.
 - (3) この地方で甜菜栽培が広く行われるようになったのは自然的条件に依存する点が大きかった。サクセン州は地質的には沖積地と山地から成っている。沖積地に属するものは Gardelen, Osterburg, Salzwedel, Stendal, Jerichow I, II, Wittenberg, Liebenwerda, Schweinitz の諸郡を、Bitterfeld, Deltzsch の一部である。エルムザール河の東部とオーレ河の北部に位置し、サクセン州の半ばを占めるこれらの諸郡は北ドイツ低地に属し、主として砂質土から成っていて肥沃度はあまり高くない。その他の山地地方は Heiligenstadt, Mühlhausen, Langensalza 等のエルフト県マイヒスフェルト地方を除くと、一般に肥沃な粘土質土壌から成り、とくにマクデブルク市西方のマクデブルク沃野地帯は気候も温暖で植物の生育に適してつて、甜菜栽培はもちろんのこと野菜や採種植物の栽培も行われていた。M. Seiring, *Die Vererbung des ländlichen Grundbesitzes im Königreich Preußen* Bd. VIII, 1900, S. 3 ff.
- 自然的条件に加えて、一般経済的諸条件もこの地方の農業生産の発展を促進した。サクセン州は人口稠密で多くの都市があり、都市の工業人口が農産物にたいする有利な市場としての役割を果たした。また道路・鉄道等の交通網の発達と天然の交通路たるエルム河の存在が、農産物の輸送や肥料・機械等生産手段の輸入を容易にした。さらに都市で形成された資本が信用機構を通じて農業に流入して、資本主義的農業の発展に貢献した。
- (4) K. Bielefeldt, *Das Eindringen des Kapitalismus in die Landwirtschaft unter besonderer Berücksichtigung der Provinz Sachsen und der angrenzenden Gebiete*, 1911, S. 3 ff.

(5) もとより都市資本の農業への進出は、農業内部のブルジョアの発展を前提とし、それを条件としてのみ行われ得たのであり、農業における資本主義の発展という見地からはこの点の解明こそが重要である。しかしながら、ここではこの点には深く立入らず、ザクセン州の集約的農業展開の現象面を辿るに止めた。

最も典型的な例はゴットロープ・ナトジウスである。かれはバルト地方の小商人の息子でマグデブルグ商人の徒弟となったが、のち、王立タバコマニユファクチュアの経営を行う商館の支配人となった。一九世紀の始め、かれはノイハルデンスレーベンの教会領とフンデイスブルグ農場を購入し、ここで農業経営を営むと共にあらゆる種類の農産物加工業（甜菜工場、火酒、煉瓦、醸造、油脂、礮割、製粉、陶器工場）をあわせ営んだ。ibid., SS. 20~21.

(6) G. Humbert, Agrarstatistische Untersuchungen über den Einfluß des Zuckerrübenbau's, 1877, S. 6, F. Müller, Der Großgrundbesitz in der Provinz Sachsen, 1912, S. 24.

(7) 輪裁式への移行は大経営では一八五五年頃に生じ、一八六九年までには肥沃な地方の大土地所有においてはどこでも輪裁式が導入せられた。農民経営もこの時期に輪裁式を採用し始めた。Bielefeld, a. a. O. S. 75.

(8) これはプロイセンの王領地管理局がその小作人に許可する最大限でも *cf.* Karger, a. a. O. SS. 247~8.

(9) Bielefeld, a. a. O. S. 60 ff.

(10) ザクセン州における農業機械普及の経過を簡単にみておこう。

- 一八五四年、マグデブルグ、ハルベルシュタット等の大経営に手動式脱穀機、車地脱穀機等が普及。
- 一八五五年、マグデブルグ、ズーデンブルグに蒸気脱穀用の蒸気機関設置。
- 一八五七年、四頭の馬をもつ経営に車地脱穀機（畜力脱穀機の最高の発展段階）。水力脱穀機の使用。
- 一八五九年、大経営に最初の畜力条播機、肥料撒布機、草刈機、穀物刈取り機。ハルベルシュタットに蒸気脱穀機。
- 一八六一年、ハルベルシュタットに農民経営のための蒸気脱穀機協同組合。蒸気脱穀が手による脱穀より有利となる。
- 一八六三年、ヴァンツレーベンに最初の蒸気犁。
- 一八六九年、条播機、深耕、耨耕機、刈取機が、主要農業地帯に普及。
- 一八七〇年、農業機械が中小経営にも普及。
- 一八七八年、最初の耕圃鉄道。

一八九五年、ザクセン州はドイツで最も広く農業機械が普及した。蒸気犁四二八、広巾播種機五五四、条播機三二、三二一、肥料撒布機九二九、耨耕機五、六三七。条播機は一〇経営に一・一の割合であり、東プロイセンの三八倍である。

ibid., SS. 63~66.

(11) Kärger, a. a. O. S. 249 ff.

(12) F. Dettweiler, Die Handarbeit in der Landwirtschaft, 1905, S. 152. F. Bensing, Der Einfluß der landwirtschaftlichen Maschinen auf Volks- und Privatwirtschaft, 1897, S. 39 ff.

(13) 「東エルヘドイツと西エルヘドイツとの農業関係を顧慮しての截然たる限界は引くことを得ない。一般には、前者に属するものプロシヤ州で東西両プロシヤ、ボンメルン、ポーゼン、シュレジェン、ブランデンブルグ、シュレスウィヒ・ホルンシュタイン並びにメクレンブルグ大公国であり、ザクセン君主国並びに州、アンハルト、ブラウンシュウアイク及びハンノーバー州に於て両地域は接触している。上にあげなかつた諸国或はその一部分は西エルヘドイツを構成する。」ゴルト「独逸農業史」山岡亮一訳二二八頁。

(14) Spring, a. a. O. S. 7.

(15) Müller, a. a. O. SS. 27~28.

(16) 甜菜栽培の拡大期には、甜菜糖加工を営む大土地所有者は、原料獲得の必要から中小農民の土地をどんどん兼併していった。しかしながら、八〇年代以後はこの傾向は停滞する。すなわち、中小農民も甜菜栽培に従事し、甜菜工場の株主になるようになる、かれらの義務納入甜菜や購入甜菜に依存する度合いが多くなって自から経営を拡大する方向をとらなくなったからである(一八九八年に工場の自己甜菜二〇・三%、株主の義務納入甜菜三九・二%、購入甜菜四〇・五%)。その上に農業の収益性の減少は土地購入を減退せしめた。ibid., SS. 104~107.

(17) 甜菜栽培が広汎にとり入れられているのはこれらの階層である。ザクセン州だけの統計がないので、ドイツ全体について経営階層別の甜菜栽培面積の比率は次頁の表のごとくであり、一〇〇ヘクタール以上が五五%、二〇~一〇〇ヘクタールが二五%となっている。Seibt, Die deutsche Landwirtschaft, 1913, S. 233.

また、総面積中の小作地割合をみても、ザクセン州ではとくに一〇〇ヘクタール以上層に資本家的借地関係が広く成立している。

規模別甜菜栽培面積 (1907)

	面積	比率
	ha	%
2ha 以下	9,730	1.89
2—5	18,858	3.67
5—20	77,582	15.10
20—100	125,961	24.52
100ha 以上	281,691	54.82
計	513,822	100.00

総面積中小作地割合 (1907)

	~2ha	2~5	5~20	20~100	100ha~
Preußen	27.51	19.54	10.78	7.0	18.18
Sachsen	36.49	24.26	16.32	7.22	36.31
Magdeburg	44.48	26.71	19.69	6.29	36.85
Merseburg	32.07	22.58	12.45	7.15	35.46
Erfurt	30.43	22.92	18.15	13.82	37.53

(18) Müller, a. a. O. S. 42.

(19) ザクセン州を含めた東部七州の一〇〇〜一、〇〇〇ヘクタールの階層ではブルジョア出身者が七一・九一%、貴族身分の者が二五・八〇%で、ザクセンよりも僅かながら、ブルジョア出身者の比率が低い。なお、一〇〇ヘクタール以上層全体では貴族身分の者三三・〇六%、ブルジョア出身者六四・三三%である。

J. Conrad, Agrarstatistische Untersuchungen, Die Landindien in preussischen Osten, Jahrbücher für Nationalökonomie und Statistik, Bd. 50, 1888, S. 140.

ザクセン州における農業労働力の存在形態(一)(大藪)

⑧ Müller, a. a. O., S. 40.

二、農業労働力の存在形態（I）

— 地元労働力 —

ドイツの最も先進的な農業地帯であるザクセン州の農業の資本主義的發展が、当時の諸条件の下において、農業生産の季節的性格をますます激化せしめるにいたったことはさきに見たとおりである。こうした發展は、この地方の農業労働制度にたいしても重大な影響を及ぼさずにはおかなかつた。農業労働制度の変化の過程を追求するにあたって、われわれはまず、一九世紀初頭の「農民解放」の結果形成せられ、集約経営の導入にいたるまで維持せられた農業労働制度の特徴を簡単に叙述しておこう。⁽¹⁾

大農場における労働力は三種類のものから成っていた。第一は独身のゲジンデ lediges Gesinde であつて領主屋敷に住み、年賃金 Jahreslohn と賄 Kost の給付を受けて、男子は連畜の世話をし、女子は牝牛の世話と家事に従事した。第二は打穀人 Drescher と呼ばれるもので、かれらは農場かまたは附近の村落に住み、若干の貨幣賃金と住宅、菜園、馬鈴薯畑、無料の運搬、一頭の牝牛と家禽・豚・山羊等の家畜および収穫にたいする分け前賃金から成る現物賃金 Naturalerolumente を受けていた。ザクセンでは分け前賃金には収穫の一〇分の一に参与する穀物分け前 Getreidedeputat と穀物の打穀にたいして、一シェッフェル当りその一二分の一〜一六分の一があたえられる打穀分け前 Dreschanteil の二種類があつた。⁽²⁾ 労働者はこれにたいして耕耘、播種、収穫等の夏期の圃場における労働と冬期の脱穀労働とを行つたが、その際一人以上の補助労働力 Scharwerker を提供す

る義務を負っていた。以上の二種類の常雇労働力の外に臨時的労働需要をまかなうために、自由日雇人 *Freier Tageilöhner* が使用せられた。かれらはホイスラーやインリーガー、小土地所有者等であるが、その外に、手工業者、工業労働者およびその家族も農繁期には農業労働に従事することがあった。

こうしたザクセン州の農業労働制度は、幾分緩和された形をとっているとしても、本質的には東エルベドイツのインストロイテと同種類のものであり、⁽⁴⁾ 経営の現物経済的性格に照応して現物賃金の比重が著しく高かった。⁽⁵⁾

このような、農業労働制度の原型とでもいうべきものが、資本主義的集約経営の展開によって、どのような変貌を遂げ、一九世紀末にはどのような形態をとるに至ったかを次にみよう。

[A] ゲジンデ⁽⁶⁾。ゲジンデ制度に変化をもたらした最大の原因は、独身のクネヒトの都市への流出である。かれらは当然のことながら、賃金が高く、身分的束縛も少い都市の手工業者や工業労働者になることを欲して農村から流出したが、かれらが農村に止まる場合にも従来の家内奴隸的な奴婢の地位に満足することなく、より高い貨幣賃金とより自由な地位、なかならずより早く結婚できる安定した地位を望んだのである。その結果、多くの農場では従来の独身のゲジンデは殆んど全く消滅し、⁽⁷⁾ それに代って結婚したクネヒト *verheirateter Knecht* が出現した。かれらは独身のゲジンデのように賄の給付は受けず、また年賃金ではなくて週給 *Wochenlohn* (一〇〜一三マルク) を受ける点が特色である。つまり、かれらは独身のゲジンデと後に述べる農場日雇人との中間形態であり、徐々に後者の地位に近づいている。たとえば現物賃金は両者とも同一額であることが多く、ただ貨幣賃金が年賃金と日給との中間たる週給を受ける点⁽⁸⁾ がことなるが、この点でも農場日雇人がしばしば週支払を受け、週給がしばしば日給計算されるという形態で両者の融合が行われている。両者を区別する最も重要な点は結婚し

たクネヒトが主として家畜の世話をし(そのため、Pferdeknecht, Kulknecht, Ochsenknecht 等と呼ばれる)、農場日雇人が圃場の労働に従う点にあるが、この場合にも収穫期には結婚したクネヒトが刈取り労働に使用されるといふように両者の区別は徐々に消滅していった。しかし、それにも拘らず、雇主はかれらをゲジンデとして取扱った。それによって、かれらを僕婢条令 *Gesindeordnung* の下におくことができ、契約破棄に有効に対処することができたからである。

女子のゲジンデもまた殆んど消滅した。とくに牝牛の世話をするメークトの都市への流出が甚しく、その結果、クネヒトが牝牛の世話を全部行うか、搾乳だけは日雇人やゲジンデの妻が引受けるか、または専門の搾乳夫 *Stallschweizer* を雇入れるかせねばならなかった。ただ、家事に従事するメークトだけは残存した。かれらは都市の女中と同じ地位にあり、農業労働には従事しなかった。

最後に、結婚したクネヒトの賃金形態を *Wanzleben* 郡からの一例によって示しておこう。⁽⁸⁾

- (1) *Pferdeknecht* 週給一一・二五マルク、賞与七五マルク、馬鈴薯畑四分の三モルゲン。
- (2) *Kulknecht* 週給一二マルク、賞与七五マルク、馬鈴薯畑四分の三モルゲン。
- (3) *Ochsenknecht* 週給一〇マルク、賞与五〇マルク、馬鈴薯畑二分の一モルゲン。

[B] 農場日雇人。 *Gutstagelöhner* 大農場における基幹的労働力を形成していた打穀人も集約経営の展開によって大きな変化を蒙った。そのために、従来の打穀人という名称は多くの地方で聞かれなくなり、それに代って農場日雇人という名前が登場した。変化の内容の主なもの、貨幣賃金の増加による現物賃金の比重の低下、出来高給 *Akkordlohn* の導入および賃金総額の増加であった。

現物賃金には土地分け前と生産物分け前との二つの形態があるが、第一の形態たる土地分け前の縮少は、集約経営の導入による地価の騰貴の結果である。雇主は労働者に高価な土地を現物賃金として割当てるよりも、その土地を集約的に経営し、その収益の中から貨幣賃金を支払う方が有利と考えたのである。生産物分け前の廃止は、まず収穫への参与の廃止から始まる。五〇年代以後の農産物価格の騰貴と集約経営の結果たる収穫の増加は、労働者が収穫に一定の割合で参与する労賃支払形態を雇主にとって耐え難いものと感ぜしめたからである。そして、六〇年代¹⁰⁾までには多くの地方でこの制度は廃止せられた。つぎに打穀人制度を特徴づける打穀分け前の廃止の動因となったのは脱穀機の導入であった。脱穀機がとり入れられたのはもちろん高性能の蒸気脱穀機によるコストの低下によるものであるが、しかし直接の動機となったのは、甜菜栽培の発展によって甜菜の輸送に翌年の一月まで労働力が使用されるようになったため、ますます増大する穀物の収穫を手で脱穀することが困難になったからである。しかしながら、一度び脱穀機が導入せられると、それは冬の労働を減少することによって常雇労働力を遊離せしめただけでなく、賃金の支払形態にもつぎのような形態変化をひき起した。すなわち、機械による脱穀は短期間に終了したが、雇主はこの短期間の労働にたいして以前と同じ賃金を支払うことを欲しなかった。そのため、手による脱穀の場合には一シエッフェル当り一二分の一〜一六分の一の打穀分け前が得られたのに、車地による場合には一七分の一〜一八分の一に減少し、さらに蒸気脱穀機による時は二分の一〜二四分の一に減少せしめられたのである。さらにすんで、ザクセン州においても打穀分け前に代って定額の現物給与賃金 Deputat があらわれたが、ここではこの形態は急速に消滅し、貨幣賃金にとって代られていった。¹¹⁾

このような歴史的経過を経て、一九世紀末には農場日雇人の状態は以下のごときものであった。¹²⁾

(1) 労働諸条件。労働時間は、夏期には午前五時から午後七時までの一四時間で、その間に二時間の休憩があたえられた(昼食に一時間、朝食と午後の中食に各半時間)。冬期は六時から六時までの一二時間であった。この外に雇主が「緊急に必要な場合」と考える時には超過勤務を行わねばならなかった。日給は夏期に食事なしで男子、一・七五、二マルク、女子が一マルクであり、超過勤務は日給の割合で支払われた。出稼労働者の導入以来、日給に代って出来高給が広く行われるようになり、甜菜の耨耕や掘起し、および穀物の収穫等は出来高給で支払われた。その額は場所により、仕事の種類により、また各人の労働能力によってことなるが、一日当り二マルクから四〜五マルクが普通であった。こうした貨幣賃金以外に、なお次のような現物賃金があたえられた。(i)住宅。農場日雇人は農場の長屋に住むことが多かったが、それには時として家賃が払われた。家賃が無料の場合には村落に住んでいる者にたいしては家賃の補償が行われた。住宅は居間、小部屋、炊事場(二軒で共同)、穴倉、土間、畜舎からなり、四分の一モルゲンまでの菜園がついていた。畜舎は一〜二頭の山羊と一〜二頭の豚が入る程度のもので、その他の家畜といえば、せいぜいいくらかの家禽がいるだけで牝牛を持つことは極めて稀であった。(ii)土地分け前。農場日雇人には、圃場に二分の一〜四分の三モルゲンの馬鈴薯畑があたえられた。その畑の耕耘と施肥は雇主が行い、種子の提供と耨耕、収穫は労働者が自からこれを行った。そして、この収穫によって家族と家畜のための馬鈴薯の需要は大體満たすことが可能であった。また馬鈴薯畑の代りに現物の馬鈴薯が提供される場合もみられた。注意すべき点は、住宅の家賃を支払う場合には、普通よりも低い価格ではあるが、馬鈴薯畑にも小作料を支払うことである。これによって分け前賃金としての性格が稀薄になってきている点が重要である。サクセンでは牧草地、放牧地が少いたため土地分け前としてあたえられる家畜の放牧地はますます縮少せられ、一

第8表 (A) ザクセン州 Schlanstedt の一農場日雇人の所得 (1891)

		a) 夫の所得			
日	給	1.75 Mk.	120日	210 Mk.	
"	"	2.00 "	60 "	120 "	
出来	高給	2.25 "	120 "	<u>330 "</u>	660 Mk.
		b) 妻の所得			
日	給	0.75 Mk.	120日	112.50 Mk.	
出来	高給	2.00 "	50 "	<u>100</u>	212.50 "
		c) 二人の子供の所得			
日	給	0.60 Mk.	60日	36 Mk.	
"	"	0.40 "	140 "	<u>56 "</u>	92 "
住	宅				72 "
土地	分け前				60 "
石炭	の運搬				<u>6 "</u>
				総所得	1102.50 Mk.

九世紀末には労働者は殆んど放牧地をもっていなかった。ただ山羊の放牧のためには、主人の圃場の溝縁の利用が許されていた(これにたいしても時として小作料が支払われた)。豚の飼料としては甜菜の葉があたえられ、また家庭用と家畜用の糞は無料で給付せられた。亜麻栽培地も、亜麻布の自家製造の衰退と共に消滅していった。(iii)運搬。燃料として木材や石炭があたえられることは稀であったが、それらの運搬は無料で行われた。

(2) 年間所得。労働者の年間所得は賃金額の合計として計算すべきであろうが、雇主によって行われた諸調査は労働者の自己経営地からの所得(これは日雇や時間外労働の結果である)をも含めた年間総所得をとりあげ、これには妻や子供の所得をも含めて考えている。シュミットの計算によれば年間所得は一八四九年四二一マルク、一八七三年五六二マルク、一八九一年八九一マルク、一八一一年九五五マルクである。⁽⁹⁶⁾この所得額は当時のドイツ農業においては最大の額であり、⁽⁹⁷⁾一八四九年から約半世紀の間に二倍に騰貴しているが、それ

でも、当時ベルリンの普通の日雇人の所得が(妻の所得も含めて)一、四〇〇マルクであったのと比較するとなお相当額の格差がみられる。この所得の格差が、農村における前期的抑圧と相俟って、農業労働者を都市へ駆り立てる根本的動因をなしていた。

一八九一年の調査から所得の内容を具体的に表示すれば、第八表(A)(B)のごとくである。第八表(B)は、ザクセン州と類似した事情にあるハンノーファー州の一王領地の簿記帳からとられたものであるが、さきに述べた労働諸条件を具体的に表示してゐる点で興味深き。

第8表(B) Hannover 州 Springe 郡の一農場の常雇労働者の所得

職 業	賃格(週支土)に よる日給 合計	出 来 高 給				合 計 Mk.	馬糞(施肥) R.	菜 園 R.	ラ イ 麦 藪 Ctr.	小 麦 藪 Ctr.	備 考
		穀物 耕	甜菜 耕	草刈り	穀物刈取り						
A 労働者	382	21 $\frac{1}{2}$	30	28	188	762.50	60	20	4	8	そ採草の の取、1 他に、1 無料の1 燃料の1 燃め作
B "	374	28	29 $\frac{1}{2}$	28	214	784.50	60	20	"	"	
C "	394	27	20	28	180	754	60	20	"	"	
D 馬 丁	504	—	—	—	186 $\frac{1}{4}$	770	60	20	"	"	
E "	504	—	—	—	179	763	60	20	"	"	
F "	504	—	—	—	153	737	60	20	"	"	

1. 出来高賃金で80~90日、日給で210~220日、妻の所得を含む。
2. 1セルゲンは180 R. である。
3. 現物賃金の評価額は約100 Mk. であるから総所得は平均して850 Mk. となる。

(3) 契約の特徴。労働契約の詳細は、資料として掲げたザクセン州の典型的な一労働契約に明らかである。ここでは、この契約に含まれているザクセン州の農場日雇人制度の特徴をみておこう。

最初にとりあげなければならないのは、現物賃金の比重が農業労働力の性格づけにたいしてもっている意味である。前述の如く、ザクセン州では土地分け前は、馬鈴薯畑が二分の一〜四分の三モルゲンある程度で、場所によつてはこれにたいしても小作料が支払われており、家畜の放牧地や亜麻栽培地も殆んど消滅し、打穀分け前も貨幣賃金にとつて代わられているのでこの地方の農業労働者は、基本的には賃金労働者への移行を完了している。しかしながら、かれらは依然として僅かながらも土地分け前を持ち、また労働用具についても、耨耕、溝掘り、刈取り用の小農具は自から持参することになっていて、資本主義的搾取制度に固有の、生産手段からの労働力の完全な分離は行われていない。この点、一部は工業労働力と異なる農業労働力の特殊性にもとづく面もあるが、古いものを広汎に残存せしめながら徐々に近代化を押し進める「プロシヤ型」の農業資本主義化の基本的特質が、ザクセン州の農業にも貫徹していることの結果である。

第二に、農場日雇人の場合に、雇主との契約が労働者個人との間だけでなく、妻子をも含めた労働者家族との間の契約である点が工業労働者とちがっている。これは前記的な多就業形態とでもいうべきものであつて、工業においては男子一人の賃金で一家族全体の生計を賄うのがたてまゑとなつてゐるが、農業労働者の場合には一家の生計は労働能力ある家族員全体の労働によつて賄うものと考えられてゐる。以前には労働者は、家族の外に一人または数人の補助労働力を提供する義務を負つてゐた。しかし、農業労働力の工業への流出は、最も劣悪な条件にあるこの層を最初にとらえたので一九世紀末にはこの制度は完全に消滅してしまつてゐた。

第三の特徴は、「不服従」を理由とする罰金や解雇の条項が含まれている点である。これは領主と農民関係に由来する支配と従属関係の残存であって、法の前の平等をたてまえとする近代的労働関係と矛盾するものといふことができる。

最後に、とくにザクセンの労働契約に特徴的なこととして、賃金の後払い制度がある。これは、たとえば毎週一マルクが二六週間控除され、契約終了後にそれが支払われるといった形態であり、途中で農場を去る場合には、その額だけ取上げられることになっている。また馬鈴薯畑の場合にも期間前に農場を去る場合には小作料を支払わねばならないことになっている。つまり、このような手段によって雇主は労働者を農場にしばりつけ、移動の自由を制限を加えて、契約違反に対処しようとしたわけである。

以上のように、ザクセン州における大農場の基幹的労働力をなしていた農場日雇人は、一九世紀末においては基本的に、農業賃金労働者への移行を完了していたが、いわゆる「プロシヤ型」の農業資本主義化過程に即応して、経済的にも社会的にも種々の前期的遺制を身にまとうていた。ここから、より自由な生活とより安定した、有利な労働諸条件を求めて、農業労働力の工業への流出が進行するのである。

〔C〕 自由な日雇人。Freier Tagelöhner

自由な日雇人は、自己の所有地または小作地に住み、僅かながらも自己経営を持っているホイスラー層と村落の農民の下で宿泊するアインリーガーに分けられる。集約経営の結果たる農業の季節的性格の強化によって、最初に影響を蒙ったのはかれらであった。夏期には高い貨幣収入を得ることができたが、冬期の労働が減少して家族を十分に養うことができなくなったのである。その結果労賃の騰貴にも拘らず、かれらの経済状態は却って悲

化した。これにたいしてかれらは最初は農業内部で小家畜や小地片の獲得によって賃金だけに依存しない生活を求めて努力したが、それに成功しないことがわかると農業を捨てて他の職業に移動する者が多くなってきた。そして始めは農村地域での交通業や鉱山業に従事し、ついで甜菜工場、澱粉工場、煉瓦製造業等の農村工業や建築業に移り、最後に鉄工、金属、皮革、醸造、交通業および各種のサービス業といった純粹に都市的な職業に従事するようになっていった。そして、このような自由な日雇人の流出に代って出稼労働力が導入されるようになっていった。この過程はさきにも述べた常雇労働力についても同様にあてはまり、低賃金と低生活水準に耐えうる出稼労働力の導入は地元労働力をますます駆逐する結果となったのである。

- (1) Großmann, Die ländlichen Arbeiterverhältnisse in den Provinzen Sachsen u. Hannover..., 1892, S. 483, Bielefeld, a. a. O. S. 119; S. Goldschmidt, Die Landarbeiter in der Provinz Sachsen, sowie den Herzogtümern Braunschweig und Anhalt, 1899, S. 22.
- (2) 打殺人制度の行われている最も西の地域は、チューリンゲンとその北部のアルトマルクまでのエルベ以西のザクセン州である。それゆえ、ザクセン州の西南部は恐らくシュレージエンにまで拡がっているこの労働制度の発生地であると思われる。Bielefeld, a. a. O. S. 120.
- (3) シュレージエンにおおむね二重の分け前賃金が行われていた。Weber, a. a. O. S. 495.
- (4) K. Frankenstein, Die Arbeiterfrage in der deutschen Landwirtschaft, 1893, S. 224, 290.
- (5) 一八四八年のレンゲルケの調査によれば、Weissenfels 郡の騎士領 Wernsdorf における打殺人の現物賃金は、全所得一六〇ターレル中の一二〇ターレル（七五％）を占め、騎士領 Schleunitz においても一五七ターレル中の七〇％を占めている。Goldschmidt, a. a. O. S. 45.
- (6) Großmann, a. a. O. S. 504ff.
- (7) 農民経営における主たる労働力は依然として独自のゲジンデであった（一部上層には結婚したクネヒトや農場日雇人を雇

備する者が出て来たが)。Großmann, a. a. O. S. 511 ff. 農民層分解の見地からすれば農民経営における労働制度の分析こそが重要であるが、資料の関係から、ここでは大農場における労働制度を中心に述べざるを得ない。

- (8) ここから、かれらは週給受取人 *Wochenlöhner* と呼ばれた。Großmann, a. a. O. S. 504.
- (9) Goldschmidt, a. a. O. S. 38.
- (10) Großmann, a. a. O. S. 483 ff.
- (11) Bielefeldt, a. a. O. S. 122.
- (12) *ibid.*, S. 125.
- (13) Großmann, a. a. O. S. 490 ff.
- (14) 一例として *Gatersleben* の平均的な男子労働者の出来高給の額をあげておこう。穀物の積込み、馬車一台当り一二プフエヒ(一日二〜二・五マルク)。甜菜掘起し、一モルゲン当り一二〜二三マルク(一日三マルク)。施肥、一ツェントナー当り一二プフエヒ(一日二・五〜三マルク)。冬穀物刈取り、一モルゲン当り四マルク(一日三・五〜四マルク)。夏穀物刈取り、一モルゲン当り二・五マルク(一日三・五〜四マルク)。*ibid.*, S. 491.
- (15) 東エルベドイッでは、農場日雇人は常に「契約で束縛され」、農場に住んでいる労働者であった。ところが、ザクセンでは農場に住むことは必ずしも農場日雇人の要件をなしていない。この点でもザクセンは身分的束縛の点で幾分緩和された形態をとっている。*ibid.*, S. 493.
- (16) G. Schmidt, *Lohnformen und Arbeitsverhältnisse in der Landwirtschaft*, 1913, S. 35. この計算は一八四九年にレンゲルケの調査した労働者家族の生活費三二一マルクに、それが生活費調査であるという理由から一〇〇マルクを加え、一八七三年のゴルトツの調査による年間所得六六二マルク、一八九一年の社会政策学会の調査九九一マルクからは、それが過大に評価されているという理由から各一〇〇マルクを差引いた結果である。
- (17) シュレージエンは最も賃金の低い地域に属するが、ここでは、一八四九年二八八マルク、一八七三年四七八マルク、一八九一年五一八マルク、一八九九年六〇六マルクであった。*ibid.*, S. 35.
- (18) M. Hainisch, *Die Landwirtschaft*, 1924, S. 63.
- (19) Großmann, a. a. O. S. 500, 503.

(20) ザクセン州は資本主義的集約経営の発展において最も先進的であつたため、農業労働制度の面でも最も発展していた。同じ過程を経過しながら、ザクセンよりは立遅れていた東エルベ農業労働者の「発展傾向」についてはマックス・ウェーバーのすぐれた分析があるが、(M. Weber, Entwicklungstendenzen in der Lage der Ostelbischen Landarbeiter. in Gesammelte Aufsätze zur Sozial- und Wirtschaftsgeschichte.) ヴロツではホルツによつて、その具体的姿を示しておこう。

「総賃金にたいする比率では現物賃金が減少し、貨幣賃金が増加した。以前には農場日雇人はすべてその菜園と並んで三〇六モルゲンの耕地を持っていた。多くの者は一頭の馬を持っていた。かれらは普通一頭か二頭の牝牛を持ち、そのほかに豚、鶯、鶏、しばしば羊をも持っていた。打穀賃金についてはかれらは大抵一シェッフェルから一〇〜一三分の一を得た。多くの農場では、完全にこうした方法ではないにしても今日なお同様の組織がある。しかしながら、大多数の農場では今や現物賃金制度の著しい制限が生じている。以前に保障された面積の耕地は大抵廃止された。馬の飼養は農場日雇人の下ではおそらくどこにもはや行われていない。インストマンが二頭の牝牛を保持できるといったことは、例外的にしか生じない。しばしば、かれらは一般にもはや牝牛を保有しないで、その代りに一定額のミルクを得るか、一〜二頭の山羊の保有に制限されている。鶯や羊の保有はかれらには多くの農場で禁止されているが、豚の保有は少くとも畜舎においては、おそらくいたるところでなおかれらに許されている。打穀人賃金はしばしば制限を蒙つた。一シェッフェルの一〇〜一三分の一の代りに、一四〜一八分の一、機械脱穀の場合には二〇、二五〜三〇分の一があたえられるかまたは打穀分け前の代りに一定額の穀物賃金が保障される。……」J. v. d. Goltz, Die ländliche Arbeiterklasse und der preussische Staat, 1893. S. 120.

(21) Bielefeldt, a. a. O. S. 127 ff., 135 ff.